

第387回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年9月16日(木) 14時00分から15時33分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階大会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年9月7日(火)
【発送年月日: 令和3年9月7日(火)】
4. 公示日 : 令和3年9月8日(水)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議 題 :
 - 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問)
 - 第2号議案 定置漁業の免許について(諮問)
 - 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

第387回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年9月16日（木）14時00分から15時33分まで

場所：五島振興局4階大会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第387回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	<p>（挨拶）</p> <p>今回委員会では、大久保委員、太田委員、吉村委員、高山委員、有川町漁業協同組合委員、松尾委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いのできる状態にあることを確認しております。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
熊川会長	<p>それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>本日は、10名の委員が出席されています。</p> <p>出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。</p>
熊川会長	<p>これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「川上委員」と「大久保委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「川上委員」と「大久保委員」にお願いします。</p>
熊川会長	<p>なお、本日は公聴会を14時05分から14時15分までの10分間開催いたします。ご協力のほどよろしくをお願いします。</p>

熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問） 第2号議案 定置漁業の免許について（諮問） 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）
熊川会長	それでは、第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問） を上 程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （第1号議案の諮問文 朗読） （資料説明）
事務局	説明の途中ですが、ただいま公聴会の開催時間の14時05分となりま した。
熊川会長	公聴会の時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開 催したいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催し ます。事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。
事務局	現在のところ、利害関係人からの発言申し込みはございません。
熊川会長	利害関係人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は発言 の申し込みがあり次第再開することとして一旦休会し、委員会を再開した いと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、公聴会を一旦休会し、委員会を再開すること といたします。
熊川会長	事務局から第1号議案の説明の続きをお願いします。

事務局	(資料説明) 以上で説明を終わります。
事務局	ただいま14時14分です。公聴会の終了時間は14時15分です。
熊川会長	ここで委員会を休会とし、公聴会を再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
熊川会長	それでは委員会を一旦休会し、公聴会を再開いたします。 事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。
事務局	利害関係人からの発言申し込みはございません。
事務局	ただいま14時15分です。公聴会の終了時間です。
熊川会長	それでは、公聴会を終了し、委員会を再開します。
熊川会長	第1号議案についての説明に対し、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
吉村委員	若松町中央漁協管内の第1種くろまぐろ小割式養殖業の海区漁場計画(案)が2件あるが、1件は現在田ノ小島の区画漁業権を行使している養殖業者より、田ノ小島漁場でクロマグロが斃死したため代替漁場を探したが、クロマグロ養殖を行う場所が他にないということで、お願いをされたものである。漁協の理事会の中でも、様々な意見が出たが、養殖業者のことを考え漁協内で承認された。そのため、今回の第1種くろまぐろ小割式養殖業の海区漁場計画2件については、よろしくお願ひしたい。 ただし、もう1件の第1種魚類小割式養殖業の海区漁場計画(案)については、各委員の意見をお伺ひしたい。本漁場計画の漁場の区域というのは、前出した養殖業者がクロマグロの養殖を営んでいた漁場である。当漁場は平成30年と令和2年にクロマグロが大量に斃死した。その斃死をめぐって訴訟問題にまで発展している。昨年度も当該水域における漁場設定にあたり、委員会および協議会の中で議論がされ、結果的に諮問原案どおりとして差し支えない旨決定したが、協議会で議論された内容が一部うやむやにされている。漁業調整委員会の中でも、当該漁場に新しい漁場を設定すると

きは、委員会の中で再度協議するとしていた。そのため、各委員の意見を伺いたい。

草野委員 今年度より委員の入れ替えも行われていることから、これまでの田ノ小島漁場に関する経緯を知らない委員もいる。そのため、今回の漁場計画の1つは田ノ小島の「くろまぐろ漁場」の代替漁場という説明が必要ではないだろうか。

事務局次長 後付けになりますが、経緯について説明いたします。今回の五区計第1508号については、神部漁協が免許されている田ノ小島漁場において、過去の台風シーズンに大雨によりクロマグロが斃死したことから、台風シーズンに被害を受けることを避けるため、上五島町漁協管内の串島に一時的に緊急移設を行い、代替漁場が探されていた。若松町中央漁協管内の漁場で引き受けていただくということで、当漁場計画（案）が作成された。

もう1つの第1種くろまぐろ小割式養殖業（五区計第1119号）については、既存の漁場の位置修正および条件の一部変更である。

熊川会長 吉村委員からは「くろまぐろ漁場」については、よろしくお願ひしますということですね。

吉村委員 そうである。田ノ小島漁場の経緯についても説明してほしい。

事務局次長 五区計第1509号について、補足説明させていただきます。田ノ小島漁場については、現在「くろまぐろ」と「魚類」の区画漁業権が隣接して免許されております。「くろまぐろ」については、若松町中央漁協管内に新しい漁場を設定して移るということで、五区計第1508号の計画が立てられました。田ノ小島における当該漁場計画というのは、ブリの生産拡大を念頭に置いたもので、現在の「くろまぐろ」の区画漁業権が設定されている場所に「魚類」の区画漁業権を設定したいという希望に基づく計画です。

高山委員 現在の田ノ小島漁場については、昨年色々と協議していただいた結果、免許を設定していただいた。昨年も被害が発生し、改めて漁業者から何とかクロマグロの養殖を他の地区でできないかということで、若松町中央漁協管内に計画を立てることができた。田ノ小島漁場ではクロマグロの被害が出ていたので、今回の「くろまぐろ漁場」移動に伴い空いた漁場で「魚類」を設定するのではなく、田ノ小島以外の漁場があればそちらで免許を受けたいと思っていた。しかし、残念ながら当該漁場の他に魚類養殖を行える漁場

がなかった。そのような流れで、今回の申請に至っている。

草野委員 本来ならば、田ノ小島の漁場については、クロマグロで漁業被害が出ているので、そういう意味を含めると漁場設定すべきではないと思う。ただ、どうしても漁場が見つからないということで上がってきていると思うけれども、本来であれば漁業調整委員会としてこのような被害が出る場所に免許すべきではないと思う。県が免許するのであれば、被害が出ないような漁場回復計画のような何かしらの事業を行うなどの対策を県には行ってほしい。

吉村委員 田ノ小島漁場については、草野委員と同意見である。前回からの流れを見たときに免許を設定するにあたって、クロマグロの事故が2回も起こっている。我々委員会がまた免許を与えることになると、またそのような問題が発生しないと言い切れない。慎重に免許設定をすべきである。各委員の意見を聞きたい。

太田委員 前回と前々回の大量斃死が起きた原因はわかっているのか。台風や大雨の影響による濁りが原因で死んでいるのではないか。魚種が変わったから大丈夫ということで、斃死が発生しないことにはつながらない。どう解決するか考えるべきである。

有川町漁業協同組合委員 本漁場では、ブリ類（「魚類」）の小割から「くろまぐろ」に代わって、マグロのときに被害が起きているという中で、ブリ（「魚類」）に戻すということであるが、魚種によって斃死するのか斃死しないのかがはっきりしない中で、免許を出すのはどうかと思う。様子を見るべきであり、リスクの高い中でやるべきではない。

松尾委員 皆さんと同意見である。

大久保委員 皆さんと同意見である。魚種が変わったとはいえ、この漁場で免許するのはどうかと思う。

草野委員 ブリでは被害が出ないとは限らない。私も各委員と同じような考えを持っている。県も免許をするのであれば、何かしらの対策を考えてほしい。

熊川会長 協議会に切り替えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
熊川会長	委員会を一旦休会し、協議会に切り替えます。 【協議会：14時35分から15時03分まで】
熊川会長	委員会を再開します。
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問）につきまして、五区計第1119号及び第1508号については諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することとし、五区計第1509号については継続審議とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 五島海区漁場計画（案）について（諮問）につきまして、五区計第1119号及び第1508号については諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することとし、五区計第1509号については継続審議とすることに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
熊川会長	つづきまして、第2号議案 定置漁業の免許について（諮問）を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の7ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。 （諮問文朗読） （資料説明） 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第2号議案 定置漁業の免許について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第2号議案 定置漁業の免許について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第2号議案を終了します。
熊川会長	つづいて、第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の12ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。 (諮問文朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
熊川会長	ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

熊川会長	ご異議もないようですので、 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、 諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第3号議案を終了します。
熊川会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませ んか。
事務局	次回の開催については、第1号議案において五区計第1509号が継続審 議となりましたので、再度日程調整をさせていただき、開催したいと思いま す。
熊川会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会 を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。